

東日本大震災に伴い旭川市内へ避難している世帯への支援内容の一覧（令和4年度）

分類	項目	所管（課）	所管（係）	直通電話番号	一覧への掲載	支援概要	対象者	
健康・福祉に関する事	各種保険等について	国民健康保険に係る一部負担金（窓口負担）の減免	国民健康保険課	国保給付係	25-6247	必要	一部負担金の支払いが困難な方に対して、その支払を免除します。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方
		国民健康保険料の減免	国民健康保険課	国保保険料係	25-6247	必要	保険料を減免します。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方 ※令和5年4月から一部見直しを予定しています。
		後期高齢者医療に係る一部負担金（窓口負担）の減免	国民健康保険課	後期高齢者医療係	25-8536	必要	一部負担金の支払いが困難な方に対して、その支払を免除します。 ※決定は北海道後期高齢者医療広域連合が行っています。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方
		後期高齢者医療保険料の減免	国民健康保険課	後期高齢者医療係	25-8536	必要	保険料を減免します。 ※決定は北海道後期高齢者医療広域連合が行っています。	被災市町村から旭川市（道内市町村）に転入した被保険者で、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている被災された方 ※令和5年4月から一部見直しを予定しています。
		介護保険料の減免又は徴収猶予	介護保険課	介護保険料係	25-5356	必要	被災者の介護保険料を減免します。	令和4年4月1日時点において設定されている帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者で東日本大震災発生後に旭川市に転入された方 ※令和5年4月から一部見直しを予定しています。
		介護サービス利用料の減免	介護保険課	管理給付係	25-6485	必要	被災者の介護サービス利用者負担を減免します。	令和4年4月1日時点において設定されている帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者で東日本大震災発生後に旭川市に転入された方
	障がい者福祉について	利用者負担の免除	障害福祉課	障害サービス係	25-9854	必要	障害福祉サービス等に係る利用者負担を支払うことが困難な方について、利用者負担を免除することができます。	帰還困難区域等の住人であった方（上位所得層の方は除く。）。
	医療・介護等について	各種予防接種に関する相談	保健予防課	保健予防係	25-6237	必要	予防接種手続の対応をします。	・被災地から市内へ避難されてきた方で、定期予防接種の対象に該当する方 ・被災地から市内へ避難されてきた方で、定期予防接種の依頼書発行がされない方
	各種相談について	特定疾患・ウイルス性肝炎・橋本病等医療受給者及び難病患者の方への相談	保健予防課	保健予防係	25-6237	必要	特定医療費（指定難病）等医療受給者等の療養、各種申請等に対する相談に応じます。	指定難病・特定疾患・ウイルス性肝炎・橋本病等医療受給者及びその他難病患者等
	教育に関する事	就学機会の確保	学務課	学務担当	25-7564	必要	公立学校への受入れについて、可能な限り弾力的に取扱い、速やかに対応を行う。	東日本大震災で被災された方で、各制度の対象となる方
被災農業者等への支援に関する事	旭川市営牧場での育成牛の受入	農業振興課	農畜産係	25-7470	必要	被災地の育成牛の避難先として、旭川市営牧場において育成牛の受入を行い、牧場使用料金を免除します。	○東日本大震災で被災された畜産業を営む農業者 ○福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示区域で畜産業を営む農業者	